

論 説

# 現代ロシアにおける経済政策と法 —「市場経済」への移行をめぐる—

大 江 泰 一 郎

はじめに

- I 「計画経済」から「市場経済」へ？
  - 1 「命令的・行政的システム」と経済
  - 2 「行政システム」における経済の自己主張
- II 改革政策の論理と法制改革
  - 1 市場なき「強制的マネタリズム」
  - 2 「市民社会の法」なき法制改革
- III 「私法化」問題—むすびに代えて

## は じ め に

1991年の八月政変の結果、旧ソ連共産党の勢力はかえって致命的な打撃をこうむり、一般には「市場経済への移行」と表現されている資本主義志向の改革派の路線は障害を取り除かれて、順調な進路を約束されたかに見えた。しかし、その後の旧ソ連、なかんずくロシア連邦の経済状態には、ハイパー・インフレーションの進行と生産の継続的な落ち込みばかりが目立ち、改善の兆しはいっそうに見られなかった。政変後にエリツィン大統領の期待を担って登場したガイダール副首相を中心とするグループは、価格自由化などラディカルな市場経済化の路線を推進しようとしたが、この試みは1992年末までには完全に失敗したことが明らかになり、先行きの見通しは一層不透明になってきた。チェルノムイルジン首相選出後も、状況

にこれといった質的な変化は見られない。

本稿では、こうした八月政変以後の事態に「経済政策と法」という角度から照明をあてて、何が問題になっているのかを考えてみたいと思う。ただ、筆者は基礎法学専攻のロシア研究者で、経済政策ないし経済情勢あるいは実際の政治過程そのものの分析には格別の能力をもっていない。ここで「経済政策と法」という主題のもとに考えてみたいのは、社会主義から資本主義（「市場経済」）への移行にともなって、ロシアというそれなりの法文化の伝統をもった素地のうえでは、法ないし法秩序のあり方について、何が焦点になっているのか、という問題である。

筆者は近著『ロシア・社会主義・法文化』（日本評論社、1992年）で、74年間にわたるソ連憲法体制の歴史の底流には「反立憲主義」ともいうべき帝制ロシア以来の伝統があり、そこでの「人権」や「国民主権」の意識的排除という事態は必ずしも「社会主義の原理」から直接に派生してくるものではなく、むしろ体制転換（1917年ロシア革命による資本主義から社会主義への移行）を貫いて継承された、数百年にわたるロシア法文化の伝統から説明されるべきである、という見方を示しておいた。本稿は、こうしたソビエト法秩序の見方を、憲法以外の領域（とくに私法）にも拡大してみようという密かな意図をもっている。

## I 「計画経済」から「市場経済」へ？

### 1 「命令的・行政的システム」と「経済システム」

ロシアの今日の経済情勢を見る場合、これを、「社会主義」から「資本主義」への移行、「計画経済」から「市場経済」への転換という枠組みで考えるのが常識かもしれない。そして、この常識はそれなりに正しい。けれども、この枠組みを単純化して固定してしまうと、解らないことが多くなる。

ペレストロイカまでのソ連では、既存の経済体制を「命令的・行政的システム」と呼ぶことが一般的であった。この場合、「命令的・行政的」とい

う表現は、1960年代以降の経済改革の方向がしばしば「行政的方法から経済的方法へ」という、経済管理方法の転換にかかわる標語で表わされてきたことからわかるように、もともとは「経済的」（法制度的には「契約的」）の対立概念として用いられてきたものである。この「経済的」方法が、やがて公式イデオロギーの柔軟化にともなって、しだいに「市場的」方法へ、さらには「市場経済」へと読み換えられるようになったわけである。

このいきさつは、システム理論的に見ると理解しやすくなるかもしれない。<sup>(1)</sup>「命令的・行政的システム」は、ネップ期経済管理システムの転換の結果として30年代初めに形成され定着したものであるが、それは、ソビエト社会における独自のシステム分化の過程で形成されたものであって、「経済システム」や「法システム」とは異なる原理によって戦略的に制御されるどころの「行政システム」（官僚制的な生産・配分操作のシステム）そのものであったということである。ここでは、他のシステム、とりわけ「経済」が本来もっている固有の自己主張も、完全に排除されるか、排除されないにしても「行政」の論理に従属した地位に位置づけられるほかはなかった。さらに、ここでは「政治」さえもが、多元的な利害のコミュニケーション（意思疎通）を通じて達成される同意の調達や統合という、公共性の原理と結びついた「政治」固有の契機を剥奪されて、党=国家官僚制の展開する「行政」の付属物におとしめられた<sup>(2)</sup>（本来の意味での「政治」は「人民の敵との闘争」や「人民の動員」等々へと変形される）。私が前著（第1部第4章）でやや別の角度からマックス・ウェーバーの用語法にならって「オイコス」（Oikos）と呼んだのも、以上のような、「行政」が他のさまざまなシステムを浸食し、それらを「行政」そのものへと同化するような形で形成された全体社会の構造のことなのである。

話が抽象的に過ぎるかもしれないから、一つだけ例をあげておこう。ソ連では30年代以来、「計画は法律である」という観念が定着してきた。この観念における「法律」は「政治」や「法」の産物ではなく、また「経済」からの派生物でもなく、実は「行政」の企図ないし命令そのものにほかな

らない。こうした観念の枠を打ち破らない限り、コンピュータの力を借りた「計画」の徹底（「コンピュータ社会主義」）や、計画化方式のいわゆる「改善」（先の「行政的方法から経済的方法へ」という改革構想もここに含まれる）が有効な改革案となりえないのは、明らかであろう。

だから、社会主義崩壊の原因は「政治」にあるのか「経済」にあるのかという問いかけは、そもそも問題の立て方を誤っているというべきであろう。「計画経済」の「市場経済」への転換という見方も、それを文字通りに受けとるならば、多分にミスリーディングだというほかはない。問題は、それ自体として自己主張ないし自律性をもつ「経済システム」の転換にあるわけではないからである。「オイコス」の仕組みからすれば、「行政システム」としての「経済」（と呼ばれてきたもの）の行き詰まりが「オイコス」全体の崩壊につながるのも、けだし必然の成り行きであった。「経済システム」の自律性を承認する態度が、いまや資本主義を、普遍的な「文明」、検証済みで選択の余地のない「システム」として受容するのも、格別怪しむには足りないのである。

## 2 「行政システム」における「経済」の自己主張

旧ソ連において経済管理体制が、本来の意味での「経済」ではなく、「行政システム」としての性格をもつものであったといっても、そこに「経済」固有の自己主張が見られなかったとはいえない。いや、むしろこの「行政システム」、ひいては「オイコス」全体が、しだいに顕著になりついには暴走するようになった「経済」の自己主張によって崩壊したということさえできるであろう。この意味での「経済」の自己主張を捕捉する試みとして、ここでは、①ハンガリーの経済学者コルナイ・ヤーノシュの、社会主義経済を「不足の経済」として捉える例と、②「影の経済」（シャドウ・エコノミー）分析の例に注目しておくことにしたい。

### ① 「不足の経済」

コルナイの発想は、たいへんユニークである。彼は、ソビエト的な「社

会主義経済学」を基礎づけてきたマルクスの労働価値説を捨てるとともに、新古典派とりわけワルラス流の、「経済」をもっぱら市場的な均衡状態という視角から見る立場を批判しながら、これを「反均衡(anti-equilibrium)の経済学」へと改鑄する。この観点からは、構造的に均衡を欠いているために経済分析にはなじまないかに見える社会主義経済も、超過供給(買い手市場)的な「圧力(プッシュ)型市場」をもつ資本主義経済とは逆の、超過需要(売り手市場)的な「吸引(プル)型市場」をもつタイプの経済として捉えることが可能になる。いいかえれば、市場＝均衡という近代経済学の常識を市場＝反均衡へと転換することによって、社会主義経済は、市場的な<sup>(3)</sup>経済のいわばごく特殊なケースとして把握されることになるわけである。

こうした観点からすれば、経済における「不足」という現象は、是正可能な、計画化の錯誤(エラー)ではなく、社会主義経済の構造そのものに根ざした現象として理解される。この経済体制においては、企業は、厳格な独立採算制には服さずに、政府による補助と救済という「ソフトな予算制約」のもとに置かれている。ここでは、企業が計画遂行のために常に過大な在庫と労働力を捉え込むために、全般的な「不足」状態を生み出すだけでなく、財政金融政策全体も「ソフト化」し、構造的な財政赤字とインフレーションが高進してゆくことになる。<sup>(4)</sup>この「不足」状態、財政赤字、そしてインフレーションこそ、あの「行政システム」のなかに封じ込められているかに見えた当の「経済」の自己主張にほかならないのである。

## ② 「影の経済」

ポーランドの社会学者J・スタニシキスは、経済に対する過剰制御、つまり経済メカニズムにおける自己調整装置(市場)の排除が、かえって支配集団の制御からの経済の「逃亡」をうながすという社会主義経済体制に見られる現象を、「経済の自律化」と名付けている。<sup>(5)</sup>「経済」が公式の「行政システム」からはみ出して、その外部に独自の圏域を形成するわけである。この圏域は「影の経済」のほか、「第二経済」「地下経済」等々、多様な名称のもとに論議されてきた。<sup>(6)</sup>これはソ連では、80年代末にグドリャン検事

らが摘発した中央アジアを舞台とする「綿花事件」などを背景として、とくに注目されるようになった現象であるが、留意すべきは、こうした現象が、単なる犯罪現象でも、偶発的なし例外的な現象でもないということである。ペレストロイカ初期の「規律強化」や「不労所得との闘争」などのキャンペーンは、政権担当者によるこの現象への対処の一環にほかならなかった。

「影の経済」の意義が軽視できないのは、なによりもまずそれが巨大な規模をもっていると見られるからである。この規模については、80年代初めの西側研究者の推計で国民総生産の5、10あるいは20%、80年代半ばのソ連の準公式的な情報で国民所得の0.5%（約30億ルーブル）、80年代末のソ連の研究者の推測で国民総生産の30—40%（1900億—2500億ルーブル）など、さまざまな数字が示されてきている。<sup>(7)</sup>これらの数字がいずれも推計の域をでないのは、とくに旧ソ連では、「影の経済」が公式統計には入らない、ふつつ脱法的ないし非合法的な、そしてしばしば犯罪的な経済行為と結びついているからであり、また、そもそも何を「影の経済」に含めるべきかについて一義的な基準を設定することが困難だからでもある。「影の経済」をその核の部分だけでなく、波及効果を受ける周辺部を含めて想定すれば、国民総生産の30—40%という数字もあながち誇張だとはいいきれないように思われる。

「影の経済」が「本格的なブーム」を迎えたのはブレジネフ期においてであるが、ペレストロイカ末期までにはそれが公式的な経済管理メカニズムの中核を捉えるようになった、とロシアの経済学者 A・ブーニッチは見ている。「影の経済」の形式と拡大の過程は、ごく概略的に見れば、商品・サービス等の「不足」状態を補完する「私的」な商業・サービス・投機の発生と拡大から始まって、これが国営の生産部門へ浸透して生産部門の企業をも変質させ、さらに計画化機関（ゴスプラン）・物資配分機関（ゴスナブなど）・財政金融機関等と癒着する、といった経路をたどる。この過程で「影の経済」は、その経済的行為の規模と重要度が増すにつれて、国家保安

委員会（KGB）や内務省（MVD）などの法秩序維持機関を含む党=国家官僚制の上層部とも結びつきを強め、しばしばノメンクラトゥーラ官僚自身がこれを制御ようになる。こうしてついに、党=国家権力の頂点で一つに結合する、「マフィア=ノメンクラトゥーラの」ともいべき巨大な組織体が成立する。

ブーニッチによれば、インフォーマルな経済組織はどのような体制下にも存在するが、特殊にソビエト的な条件のもとでは、『「非公式の行政管理機構」が自立的に発展して活動するようになり、しだいにもっぱら腐敗的でマフィア的な組織に転化してゆくという状況が生じた。この非公式的・マフィアの要素との融合が、ソビエト経済システムの明瞭な特質をなす』（この傾向はロシアや中央アジア、グルジアに顕著で、ウクライナとモルダヴィアではことさらに隠蔽され、バルト諸国では「持ち前」の適法性尊重の気風のなかで抑制された）。ペレストロイカは、この観点からみれば、この「非公式の行政管理機構」が新しい市場的な条件に適應してゆく過程でもあり、また「影の経済」が晴れて合法化されてゆく過程でもあった（例えば、1988年の協同組合法）。

こうした「影の経済」の成長過程を、ロシアの経済学者 M・ザヴェリスキーは15—16世紀の西欧における資本の原始的蓄積過程にも似た、「進歩的」な性格をもつものと評価している。だが、例えばあの「プロテスタンティズムの倫理」ないし「資本主義の精神」（M・ウェーバー）、さらにはその何らかの機能的等価物（日本のケース）に照らして、「影」の登場人物がポジティブな倫理的志向を担っていると考えすることはできない。この点からしても、ザヴェリスキーの評価に与することはできないが、それでも「経済」の自己主張を表現するこの圏域が、しかもほとんどこの圏域だけが、こと営利にかなする限りではそれなりに「才覚」に長けた人材を吸収し、この意味で「新しい経営者層」ないし「新しいブルジョア階級」を育んだことは、否定できない。「ロシアの資本主義」の不運は、その主役たちの供給源をさしあたりは「影」の世界に求めなければならないことなのである。

## II 改革政策の論理と法制改革

### 1 市場なき「強制的マネタリズム」

ガイダール・チームが主導した経済政策は、1992年初頭に実施された価格の大幅な自由化措置から、一般に「ショック療法」と呼ばれてきた。ロシアの批判的な経済学者がこれを「強制的マネタリズム」と捉えたのには、それなりの理由がある。マネタリズムは、もともとケインズ主義に対抗するミルトン・フリードマンらの説いた理論であるが、その要点は、新古典派的な一般均衡理論の線にそって、市場メカニズムへの信頼(とくに民間部門の「本来的」安定性)を訴え、政府の積極的な経済安定策を事実上短期の貨幣供給量調節に限定する点にあった。ロシアの「マネタリズム」が「強制的」と見られたのは、それが、いまだ存在しない市場の「均衡 (equilibrium)」を前提とした外科的療法だったからである。

こうした路線選択の背景には、ロシア政府の側から見れば、あの「経済」の自己主張のあかしである財政赤字の克服を、当面の中心課題に設定しようとするマクロ経済偏重の態度が強く働いたという事情があった。このことは、1992年1月にロシア政府が国際通過基金(IMF)に提出したメモランダム「市場経済への移行とマクロ経済安定化達成について」からも明らかである。IMFの側には、ポーランドで経験した「ショック療法」がロシアにも同じように通用するという計算があったと見られる(ガイダール路線は、この意味でも、ロシア政府とIMFの合作である)。「市場なきマネタリズム」は、それにしても奇妙でありえない選択だと思われるかもしれない。だが、この謎は、「私的所有の幻想」や「経済法則への信仰」といった、改革立案者の立論の回路に半ば暗黙のうちに含意されている原理を明るみに出してやれば、ほとんど氷解するであろう。

1992年7月にロシア政府が再びIMFに提出した文書「経済改革深化のプログラム」は、次のように述べている。「経済の自由化と通貨システムの

安定化は、経済実務的な能動性と社会の利益へのその正確な定位、制度的変革、そして経済の構造的改革の第一の前提である。自由化は、経営活動と市場的な自動制御のメカニズムの形成へと道をひらくであろう。財政金融と通貨システムの安定化は、経済的刺激を強めるであろう。／同時にまた、これらの過程は市場経済の律動が発生するための必要条件をなすにすぎず、それ自体としては発展の律動を生み出すわけではない。市場経済の基本的な起動力となるのは、私的所有にもとづく企業活動と競争である。この起動力を始動させるためには、民営化その他の制度改革が必要である」（強調は引用者）。

ここで「経済の自由化」という場合に念頭におかれているのは、価格の自由化をはじめとする経済の「脱規制化」である。脱規制化という「前提」と私的所有という「起動力」があれば（後者は現存しない）、①「危機的発展」、②「国民経済の再建」、そして③「経済的高揚」という市場経済への移行の諸段階が「自然生的な継起性」をもって進行する（マネタリズムは第一段階から適用される）、と「プログラム」はいうのである。

もっとも、こうした「幻想」や「信仰」はガイドール・チームだけに見られる特徴ではない。実施には至らなかったがS・シャターリンらが1990年8月に作成して有名になった市場経済への移行にかんする「500日計画」は、この点でより直截であった。「500日計画」によれば、命令的経済から市場経済への移行過程は「一般的合法性」をもつが、その出発点をなすのはやはり脱規制化（「経済の脱国家化」）であって、「市場は本来それに固有の諸制度の生成をいちじるしく促進するものであるが、市場のそのものの原理的特質は、これらの諸制度が〔官僚層や企業家層の活動だけではなく〕幾百万人の活動の結果として自然生的に形成されるという点にある。この点に市場経済への移行プログラムの成功の鍵がある」（<sup>(8)</sup>強調とキッコウ内の補足は引用者）。

これらの例に見られる思考方法を図式化すれば、次のようになるであろう。つまり、前提として、①国家的規制（「計画化」）＝命令的・行政的経済、

②市場経済＝自動制御システムという単純で選択可能な二分法があって、政策担当者の決断による転換の結果、脱規制化→市場経済への移行→自動制御システム、という進行が可能になる。その際、①から②への移行は歴史的な過程としてではなく、ほとんど論理的必然性に近い過程と見なされるが、この必然性を支えているのは、「私的所有」や「市場」の「自然成長性」という法則への信仰なのである。命令的・行政的経済に固有の国家的規制が除去されれば、きわめて短期間（例えば「500日」）のうちに自然成長性をもって自動制御的な市場経済が現れるという発想は、いまやかつての「計画化」の法則性への信仰ではないが、それでもやはり「法則への信仰」を特徴としたあのソビエト・マルクス主義の延長線上に位置するものにほかならないであろう。

## 2 「市民社会の法」なき法制改革

政変以後のロシアにおける立法の動向については、私は別稿でその概観を試みてもいるので（『ロシア連邦における経済改革と立法動向』『法律時報』1983年2月号）、ここでは、前節でも別の角度から触れた市場経済の基本法としての民法と所有権制度にしばって、問題点を検討することにしたい。

先にも触れた1992年7月の政府文書「経済改革深化のプログラム」は、法制改革問題について、まず、「立法の分野では、ロシア連邦新民法法典を採択し、これと商事業務の領域を規制する法律群との整合性をはかることを促進するための措置を実施する必要がある」ことを指摘し、さらに「憲法〔1992年4月の改正〕による私的所有権の宣言、所有権の保護および実現にかかわる基本的な立場を規制する諸法律、ならびに諸法令における関連規定を含め、所有の法制度の定式化を完了する必要がある」（キッコウ内は大江による補足）としている。この後段の「所有の法制度の定式化」の完了が具体的に何を意味するのかは、今の段階ではつまびらかでない。

ロシア連邦の現行民法典は、1991年の改正ソ連邦民事基本法と1964年のロシア共和国民法典である。前者は、成立後の施行日以前に連邦が崩壊し、

旧ソ連邦では効力をもつことがなかったが、1991年11月のロシア連邦最高会議決定、より明確には1992年7月の同決定により、ロシアの新民法典が制定されるまでの間、ロシア連邦の憲法および1990年6月12日（主権宣言）以降の法令に反しない限りで、効力をもつことが認められている。この改正民事基本法にはらまれている問題点は、現行のロシア連邦所有法（1990年12月成立）にも共通する。

その問題点とは、端的に言えば、所有権制度の複数制、逆に言えば、近代的所有権、すなわち、統一的で、民事上の「私的」な、つまり「人」の「物」にたいする関係に純化された（その意味で抽象的な）所有権制度の欠如である。

改正民事基本法は所有権として「市民所有権」、「法人所有権」、「国家的所有権」の三種をあげ（44、51—53条）、また所有権法は「市民所有権」および「法人所有権」（この両者は「私的所有権」としてくられる）、「社会団体所有権」、「国家所有権」、「自治体所有権」、「合併会社、外国の市民・組織または国家の所有権」の計6種をあげている（2条3項、第2—5編）。これら複数の所有権については、「平等」ないし国家によるあれこれの所有権形態への「制限または優越性」の設定の排除という原則が確認されているが（改正民事基本法44条2項後段、所有法2条3項後段）、この原則は、逆に国家所有権の優越性を証明するものとなっている。というのも、独立採算制に立つ国有企業（法人）にはこれに所属する財産にたいする「完全経営管理権」が、また国家の予算制に立つ施設（法人）にはこれに所属する財産にたいする「運営管理」が認められているが、これらの財産ならびに企業あるいは施設自体の「所有者」は「国家的所有権」の主体である国家自身であり、国家はこれらの財産にたいして私法上の「所有者」の権能に限定されないいわば「公法的」な権力作用を及ぼすからである。

「所有権」はこの場合、国家の「公法的」作用と直接に結びついており、字義通り他の所有権諸形態と対立して、「国家的」・権力的な所有権の実質をもつことになる。このような「国家所有権」こそ、実はあの「命令的・

行政的システム」, 私の表現でいえば「行政システム」を支える法制度上の主柱をなしてきた当のものなのである。「行政システム」のもとでは, 市民の「個人所有権」(現行法上の市民所有権に相当する)はこの国家的所有権から「派生」する従属な地位におとしめられ, またコルホーズの「協同組合的所有権」は国家の行政的農業管理メカニズムのなかで事実上「国家化」されてきた。したがって, ネップ期以来「民法」と呼び慣わされてきた法領域には, 近代的な意味での抽象的で普遍的な「人 (personne)」(自然人および法人)の概念は存在しない。存在するのは, それぞれ所有権のあり方を異にする具体的な「国家」, 「企業」, 「協同組合」, そして「市民」なのである(この意味で所有権制度の複数制は現実的な意味をもつ)。「市民社会の法」ないし「市民法」としての民法, したがってまた「市民社会」そのものも, ここでは, 「公法的原理」つまり国家の権力的作用(「行政システム」)によって切り裂かれ, その自律性を喪失していた。「非市民的」で非自律的な社会と「行政システム」とは, こうした意味でワンセットの存在だったわけである。

今日までの改革政策を貫いている「国家的所有権」の脱国家化イコール「私的所有」への転換という所有観は, 所有権制度の複数制を維持する限りにおいて, この「非市民的」社会と「行政システム」の組み合わせという伝統から解放されていない。現在の民営化ないし私有化(privatization), とりわけ国有企業の株式会社化の過程でも, 「国家的所有権」が独自の所有形態として認められる限り, 国家は民営化企業の有力な株主としてとどまることが通例であるから(とくにいわゆる「公開型株式会社」の場合), 国家の「市場経済」への「公法原理」の作用は形を変えて維持されることになる。だが, 問題は, 権力的な「国家的所有権」が残るという点に局限されない。現代ロシアにおいては, 株式保有者は, 近代法的な意味での単なる社員権の担い手ではなく, 持分的所有権の主体と観念されている。「所有と経営の分離」(A・バーリ, G・ミーンズ)は, その限りで排除されることになる。そこから形成を予想しうる「市場経済」は, 最善のケースでもいわば「19

世紀的」資本主義であるが、そこに「公法的」原理が引き続き残存するとすれば、この旧式の資本主義が自律的な「市民社会」を生み出すという保障はない。この資本主義の主人公となるのも、少なくともここしばらくの間は、旧社会主義体制のもとで「行政システム」に関与した人々、したがってまた現実には多かれ少なかれあの「影」の出自に結びついた人々なのである。

### III 「私法化」問題—むすびに代えて

もはや紙数も尽きているので、手短にここで提起した問題の意味をあらためて整理して、結びに代えよう。

没経済的な「行政システム」としての旧社会主義経済体制を法制度的に支えたのは、「国家的所有権」を主軸とする複数の所有権制度であった。この「国家的所有権」制度を通じてソビエト民法には「公法原理」が貫かれ、したがってまたここでの「市民社会」の形成は致命的に阻害された。この「公法原理」は、「市場経済」への移行を急ぐ現代ロシアの法にも引き続き維持されている。以上が、私が本稿で取り上げた問題点の要旨である。

この「公法原理」、そしてまた所有権制度の複数制という着眼点は、それ自体としては、実は私自身の独創ではない。前者の、現代ロシア法における「公法原理」という問題は、ロシアの法律家S・アレクセーエフ（元ソ連邦憲法監督委員会委員長）によって提起されたものであり、また、後者の所有権制度の複数制という問題は、A・ブランケナーゲル（ヴュルツブルク大学教授）がロシア連邦の新憲法草案の評価に関連して言及したものである。アレクセーエフは「公法原理」の起源をボリシェヴィズムの思想に求め、またブランケナーゲルは所有権制度の複数制を「社会主義」体制に固有の制度（その残滓）と見なしている。だが、私が別稿で予備的に触れたように、これらの問題点の歴史的意味は、憲法史における「人権」および「人民主権」の場合と同様に、帝制ロシアの法制度（所有権にかんする限りでは、少な

くとも1832年のいわゆるスペランスキー民法典)とそれを生み出した社会的基盤にさかのぼって初めて、理解することができるものとしなければならないであろう。

こうした意味で、現代のロシアは、単に「脱社会主義」の道、「市場経済」(資本主義)への移行の道を進んでいると見るのは、素朴に過ぎる。そこには、西欧とは、先進・後進の尺度においてのみならず、典型的に異なる法秩序をもつ一歴史社会の運命が絡んでいるからである。なるほど、かつてはアネクドートの種にすぎないと見られた、「社会主義とは、資本主義へ行く着くための、もっとも困難で長期にわたる『過渡期』である」という立論も、このところ、ある意味で現実味を帯びてきたことは否定しえない。しかし、ロシアの20世紀社会主義を「回り道をした開発独裁」と断定するほど、現代史は貧しいものではあるまい。現代ロシアが本稿で見た「公法原理」の克服、アレクセーエフのいう「私法化 (privatization of law)」に成功しうるか否かは、なおロシア10月革命の延長線に位置する問題なのである。

- (1) システム理論の観点からするマルクス主義の自己批判について、J・ハーバーマス(三島憲一ほか訳)『遅ればせの革命』岩波書店、1992年(原書1990年)、22—24頁参照。
- (2) N・ルーマン(今井・大野訳)『制度としての基本権』木鐸社、1989年(原書1965年)、161、300頁参照。
- (3) 以上について、コルナイ(盛田常夫訳)「わが思想と経済学」『経済評論』1990年10—12月号参照。
- (4) コルナイ(盛田常夫編訳)『「不足」の政治経済学』、岩波現代選書、1983年(原典1980—1983年)、参照。
- (5) スタニスキス(大舘八一訳)『ポーランド社会の弁証法』岩波現代選書、1981年(1980年原稿)、120頁参照。
- (6) 以下については、とくにM・ザヴェリスキー「影の経済—敵か友か?」『茨の道を通して』モスクワ(露文)、1990年、A・ブーニチ「官僚制の氷山の『影』の部分」、同「いかにして影の経済は合法化されたか」『経

済と生活』（露文）1992年3・4号参照，参照。なお，ポーランドにかんする森田憲「ポーランドにおける第二経済」『アジア経済』1986年2月号も，ソ連のケースを検討するうえで示唆的である。

- （7） 佐久間邦夫「ゴルバチョフと『第二経済』」（2）『経済評論』1987年4月号，69—71，76—77頁をも参照。
- （8） 『市場への移行—構想とプログラム』モスクワ（露文），1990年，24，38，40頁。
- （9） 大江泰一郎「『社会主義法』は存在したか？」，同「新生ロシアと『私法化』問題」『法学セミナー』1992年10月号，1993年1月号，参照。もっとも，所有権制度の複数制は，ソビエト法ないし社会主義法一般に固有の制度という意味では，ルネ・ダヴィッドら西側の比較法学者によってつとに論じられてきたところである。例えば，ダヴィッドの教科書の最新版，R.David et C. Jauffret-Spinosi, Les grands systemes de droit contemporains, 10e édition, Paris, 1992, pp.240-243. を参照。